

国総観事第123号の3

平成20年7月10日

各都道府県観光担当部長 殿

国土交通省総合政策局観光事業課長

### 航空運送契約と国際航空券の取り扱いについて

昨今、eチケットが発券された後に、これを発券した代理店が、旅行業者から航空運賃を受領していないことを理由に、旅客の承諾なく予約を取り消し、その結果、旅行者が航空会社から搭乗を拒否される、あるいは、当日運賃での搭乗を求められる、という事案が発生し、問題となっています。

このような事案について、航空局の考え方が平成20年7月10日付け、国空国第865-2号、国空事第253号により示され、航空局管理部国際航空課長、航空事業課長から外国航空運送事業者、本邦航空運送事業者、国際航空券の発券を行う代理店に対し通知するとともに、当課に対しても別添により旅行業者に対する周知について協力依頼がありました。

本件については、旅行業者が同通知の趣旨を理解し、航空運送事業者と連携して適切な取扱いが図られるよう、別添写しのとおり、(社)日本旅行業協会及び(社)全国旅行業協会に対し、傘下会員に対する周知方要請したところですが、両協会非加盟の第2種・第3種旅行業者に対しても周知徹底するよう、よろしくお願いいたします。